

迎賓館枯損木伐採業務仕様書

第1 委託業務の名称

迎賓館枯損木伐採業務

第2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

第3 委託業務の目的

迎賓館周りの枯損木を伐採し、環境を整備する。

○迎賓館：福島県耶麻郡猪苗代町大字翁沢字御殿山 1048

第4 委託業務の内容

設計図書の枯損木について伐採する。なお、伐採する日時については、迎賓館管理者と協議の上、決定するものとする。

第5 提出書類

- 1 着手届（様式第1：契約締結後速やかに）
- 2 統括責任者通知書（様式第2：契約締結後速やかに）
- 3 実施工程表（様式任意：契約締結後速やかに提出）
- 4 完了届（様式第3：事業完了後）
- 5 成果品（竣工写真（施工前中後））
- 6 関係者打合記録書（各打合わせ後、速やかに提出）
- 7 その他委託者が必要と認める書類

第6 委託業務の基本方針

- 1 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- 2 機密の保持
受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- 3 第三者の権利侵害
本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

4 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

5 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。

その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

様式第1（仕様書5.1関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 委託業務の名称
迎賓館枯損木伐採業務

2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

様式第2（仕様書5.2関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
迎賓館枯損木伐採業務
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

様式第3（仕様書5.4関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

- 委託業務の名称
迎賓館枯損木伐採業務
- 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日